

「青森市子ども総合プラン」及び「青森市子どもの権利の保障に関する行動計画」の一部改定について

1 一部改定の経緯

子ども総合プラン、及び子どもの権利の保障に関する行動計画は計画期間を平成28年度から令和2年度までの5年間としており、令和3年3月で計画期間満了を迎えます。

子ども総合プランは旧総合計画^{※1}後期基本計画の分野別計画^{※2}として策定したものでありますが、平成31年2月に策定した青森市総合計画前期基本計画（計画期間は令和元年度から令和5年度の5年間）に掲げた「基本方向」及び「主な取組」と整合性が図られていることから、子ども総合プランと青森市総合計画前期基本計画の計画期間の終期を合わせるとともに、一部文言や目標とする指標等の修正・追記を行いました。

また、子ども総合プランを上位計画とする子どもの権利の保障に関する行動計画についても、子ども総合プランと計画期間の終期を合わせるとともに、目標とする指標や参考指標等の修正を行いました。

計画期間		年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	
計画の名称	年度										
青森市総合計画前期基本計画						令和元年度～令和5年度（5年間）					
青森市子ども総合プラン		【改定前】 平成28年度～令和2年度 （5年間）					【改定後】 平成28年度～令和5年度 （8年間）				
青森市子どもの権利の保障に関する行動計画							3年間延長				

※1 「総合計画」

本市のまちづくりにおける最上位指針として、目指すべき将来都市像や将来都市像実現のための基本視点等を定めている計画。

※2 「分野別計画」

総合計画に基づき、特定の分野（子ども・子育て支援、教育、健康づくり等）の施策を推進するために策定する計画。令和元年度から「個別計画」に名称を変更。

2 一部改定の主な内容

改定内容	主な改定内容
計画の名称	
青森市子ども総合プラン	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間の終期を令和5年度まで延長 目標とする指標及び目標値の修正 統計数値等の時点修正（人口、人口構成、出生数等） 青森市総合計画体系図に合わせた関連図の修正 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正（令和元年6月）に伴い、「市町村における子どもの貧困対策についての計画」として位置付ける
青森市子どもの権利の保障に関する行動計画	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間の終期を令和5年度まで延長 目標とする指標及び目標値の修正 参考指標等の修正